

河南町森林整備計画

計画期間

自 令和 7 年 4 月 1 日
至 令和 17 年 3 月 31 日

大 阪 府
河 南 町

目 次

I 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項

- 1 森林整備の現状と課題
- 2 森林整備の基本方針
- 3 森林施業の合理化に関する基本方針

II 森林の整備に関する事項

第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く）

- 1 樹種別の立木の標準伐期齢
- 2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法
- 3 その他必要な事項

第2 造林に関する事項

- 1 人工造林に関する事項
- 2 天然更新に関する事項
- 3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在
- 4 森林法第10条の9第4項の伐採の中止又は造林の命令の基準
- 5 その他必要な事項

第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準

- 1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法
- 2 保育の作業種別の標準的な方法
- 3 その他必要な事項

第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

- 1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域における森林施業の方法
- 2 木材等生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域における森林施業の方法
- 3 その他必要な事項

第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項

- 1 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針
- 2 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策
- 3 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項
- 4 森林経営管理制度の活用に関する事項
- 5 その他必要な事項

第6 森林施業の共同化の促進に関する事項

- 1 森林施業の共同化の促進に関する方針

- 2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策
- 3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項
- 4 その他必要な事項

第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

- 1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項
- 2 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項
- 3 作業路網の整備に関する事項
- 4 その他必要な事項

第8 その他必要な事項

- 1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項
- 2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項
- 3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項
- 4 その他必要な事項

Ⅲ 森林の保護に関する事項

第1 鳥獣害の防止に関する事項

- 1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法

第2 森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項

- 1 森林病虫害等の駆除及び予防の方法等
- 2 鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く。）
- 3 林野火災の予防の方法
- 4 森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項
- 5 その他必要な事項

Ⅳ 森林の保健機能の増進に関する事項

- 1 保健機能森林の区域
- 2 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法に関する事項
- 3 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項
- 4 その他必要な事項

Ⅴ その他森林の整備のために必要な事項

- 1 森林経営計画の作成に関する事項
- 2 生活環境の整備に関する事項
- 3 森林整備を通じた地域振興に関する事項
- 4 森林の総合利用の推進に関する事項
- 5 住民参加による森林の整備に関する事項

- 6 森林経営管理制度に基づく事業に関する事項
- 7 その他必要な事項

I 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項

1 森林整備の現状と課題

本町は大阪府の南東部に位置し、東西6.7km、南北7.5kmにわたりその面積は、25.26km²となっています。

地形は、東に葛城山脈が連なり、これを背景に東から西に向けて緩やかな傾斜の河南台地が続いています。町の東部は大半が山林で、森林面積は1,204haで総面積の約50%を占めており、田畑は町西部を南から北へ帯状に延びて河内平野に連なっております。

水源については、東部に位置する葛城山脈であり、水越川は千早川と合流して西部を流れ、梅川は中央を貫き北へ流れ、石川を経て大和川に注いでいます。また、農業用水確保のためのため池も数多く点在しております。

地質は、東部の葛城山脈は片状花崗岩、西部の河南台地は砂礫や粘土の段丘礫層によって構成され、土質は広く中粗粒褐色森林土が分布していますが、一部斑紋を有する黄色土もみられます。また、気候は年平均気温17.1度の等高線が通過しており、降水量は年間雨量1,610mm程度です。降雨時期は3、4月頃から温帯性低気圧の発生による春雨が降り始め、6、9月に多雨時期となります。

このような地形水源等に恵まれた本町の森林は、スギ、ヒノキの優れた人工林地帯を形成しています。また、マツについてはアカマツ地域で、その他の樹木等として、クヌギ、竹などが植林されています。しかし、そのほとんどが私有地からなり、1ha未満及び1haから5haまでの所有者がほとんどです。また、長期にわたる木材需要の減少や木材価格の低迷に加えて、他産業への林業従業者の流出による林業労働力の不足、経営規模の零細性、林業経費の上昇等、林業経営をとりまく諸情勢は極めて厳しい状況にあるなかで、森林所有者の伐り控えが進むなど、林業生産活動は停滞傾向にあります。一方では、地域住民の環境保全に対する意識の向上など、森林の効果と利用に対する期待が年々高まっているのが現状です。このような状況の中、林業振興と森林の保全の両機能を併せた一体的な森林整備が望まれております。

2 森林整備の基本方針

森林整備に当たっては大阪府が作成した府内の将来の森林のあるべき姿とそれを実現するための技術的手法を示す「大阪府森林整備指針（以下指針という）」に定める「メリハリをつけた林業経営」「防災に配慮した森づくり」「広葉樹などの資源の育成と活用」「多様な森づくり」の4つの目標に向けて指針の内容をふまえて森林整備を実施していくこととする。本町の森林は、都市近郊に位置することから木材生産はもとより、山地災害の防止、林産物の生産、水資源のかん養、生活環境の保全、生物多様性の保全、地球温暖化の防止等、多面的な機能を有しており、これらの機能を通して地域住民に快適な生活環境の維持形成や身近な憩いの場など、かけがえのない空間を提供しています。このため、貴重な自然を保全するとともに、スギ、ヒノキ等の人工林については、優良材生産を目標とした伐採施業を進めると共に、森林施業の高度化並びに組織化を図るため、林道等の生産基盤の整備拡充を推進するとともに、作業の省力化を図るため高性能林業機械の導入等、伐採、造林、保育など森林整備の充実を図ります。具体的には、以下のとおりとします。

- (ア) 主に町中央部にある住環境に接する森林において、地域住民の利用に配慮した森林空間やアクセス道の整備、里山林の整備を推進します。また、住民に開かれた森林整備を図る観点から、里山林等における広葉樹の導入等の森林整備を地域コミュニティ等の参画を得つつ、事業の推進を行います。
- (イ) 主に町南端部にある森林において、林道・作業道の整備により、機械化を踏まえた路網整備を推進し、森林組合、森林経営計画作成主体等を中心に効率的な森林整備を推進します。
- (ウ) 近年、森林に対して、生物多様性の保全やCO₂吸収源としての役割が重要視されていることから、里山の再生と創造を推進します。また、木材価格の低迷等により、森林所有者の管理意欲が減退する中で、必要な森林管理がなされず放置された森林（放置森林）について、森林所有者に対し、施業を集約化するなど、適切な森林管理が図られるよう推進し、集約化した地域においては、路網整備と材搬出利用を促進します。

(1) 地域の目指すべき森林資源の姿

① 水源涵養機能

下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄える隙間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林であって、必要に応じて浸透を促進する施設等が整備され、水源涵養機能の更なる増進を目指します。

② 山地災害防止/土壌保全機能

下層植生が生育するための空間が確保され、適度な光が射し込み、下層植生とともに樹木の根が深く広く発達し土壌を保持する能力に優れた森林であって、必要に応じて山地災害を防ぐ施設が整備されている森林を目標とします。

③ 快適環境形成機能

樹高が高く枝葉が多く茂っているなど遮蔽能力や汚染物質の吸着能力が高く、諸被害に対する抵抗性が高い森林を目標とします。

④ 保健・レクリエーション機能

身近な自然や自然とのふれあいの場として適切に管理され、多様な樹種等からなり、住民等に憩いと学びの場を提供している森林であって、必要に応じて保健・教育活動に適した施設が整備されている森林を目標とします。

⑤ 文化機能

史跡・名勝等と一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致を構成している森林であって、必要に応じて文化活動に適した施設が整備されている森林を目標とします。

⑥ 木材等生産機能

林木の生育に適した土壌を有し、木材として利用する上で良好な樹木により構成され成長量が高い森林であって、林道等の基盤施設が適切に整備されている森林を目標とします。

(2) 森林整備の基本的な考え方及び森林施業の推進方策

森林の有する公益的機能の高度発揮と地域林業の振興につながるような森林として整備するため、森林組合等地域の核となる林業事業体への施業委託を推進し、森林関係団体、府林業普及指導員及び関係行政機関等との連携を密にし、技術、啓発、普及、助言、指導に努め、森林組合を通じて、森林所有者への適切な管理の呼びかけを行うなど、地域ぐるみで伐採、造林、保育その他の森林整備を推進します。また生産基盤である林道、作業道の整備を推進し、間伐林の搬出コストの低減、森林施業の効率化を図り、森林の健全な育成を図ります。

3 森林施業の合理化に関する基本方針

本町の森林は、小規模の零細林家が多いので林業機械の導入は充分とはいえず、間伐材の利用度についても低いのが現状です。今後はさらに森林施業の合理化を促進するため、林業従事者の確保のための事業促進や、森林組合への施業委託とともに地域単位での森林施業の共同化を促進します。

また、保育を中心とする森林資源の質的充実に努め、特に間伐を適正に実行し優良材の生産を推進するため、林道等の生産基盤の整備拡充を促進し、林業施業の高度化並びに組織化を推進します。

II 森林の整備に関する事項

第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く）

1 樹種別の立木の標準伐期齢

単位：年

地 域	樹 種					
	スギ	ヒノキ	マツ	その他の 針葉樹	クヌギ	その他の 広葉樹
本町全域	40	45	35	45	10	15

※ なお、標準伐期齢は、立木の伐採（主伐）の時期に関する指標として定めるもので、標準伐期齢に達した時点での森林の伐採を促すものや伐採を義務付けるものではありません。主要樹種ごとに示す林齢を基準として平均成長量が最大となる林齢に、森林の有する公益的機能、森林の構成等を勘案して定めるものとします。

また、特定苗木等が調達可能な場合は、その特性に対応した標準伐期齢の設定を検討するように努めるものとします。

2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法

森林の有する多面的機能の維持増進を図るため、気候、地形、土壌等の自然条件、樹種や森林の構成等の森林資源の賦存状況、地域の林業技術体系等を勘案して、伐採方法、主伐の時期、伐区の設定方法その他必要な事項を次のように定めます。

皆伐は、1箇所当たりの伐採面積の規模や伐採箇所の分散に配慮し、適確な更新を図ります。また、花粉の発生源となるスギ等の人工林の伐採・植替え等を促進します。

択伐は、単木・帯状又は樹群を単位として伐採区域全体では概ね均等な割合で行います。また、森林の有する多面的機能の維持増進が図られる適正な林分構造となるよう一定の立木材積を維持し、材積に係る伐採率が30%以下で実施するものとします。

なお、立木の伐採の標準的な方法を定めるに当たっては、以下のア～オに留意することとします。

また、伐採に当たっては、以下のア～オに定めるものを除き、「主伐時における伐採・搬出指針の制定について」（令和3年3月16日付け2林整整第1157号林野庁長官通知）のうち、立木の伐採方法に関する事項を踏まえた方法により行うものとします。

なお、集材に当たっては、林地の保全等を図るため、「主伐時における伐採・搬出指針の制定について」（令和3年3月16日付け2林整整第1157号林野庁長官通知）を踏まえ、現地に適した方法により行うものとします。

ア 森林の有する多面的機能の維持増進を図ることを旨とし、皆伐及び択伐の標準的な方法について、立地条件、地域における既往の施業体系、樹種の特性、木材の需要構造、森林の構成等を勘案するものとします。

イ 森林の生物多様性の保全の観点から、野生生物の営巣等に重要な空洞木について、保残等に努めるものとします。

ウ 森林の多面的機能の発揮の観点から、伐採跡地が連続することのないよう、少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の幅を確保するものとします。

エ 伐採後の適確な更新を確保するため、あらかじめ適切な更新の方法を定めその方法を勘案して伐採を行うものとします。特に、伐採後の更新を天然更新による場合には、天然稚樹の生育状況、母樹の保存、種子の結実等に配慮するものとします。

オ 林地の保全、雪崩、落石等の防止、寒風害等の各種被害の防止、風致の維持、及び溪流周辺や尾根筋等に保護樹帯を設置するものとします。

3 その他必要な事項

該当ありません。

第2 造林に関する事項

1 人工造林に関する事項

(1) 人工造林の対象樹種

人工造林の対象樹種は次の表のとおりとします。

ただし、定められた樹種以外の樹種を植栽しようとする場合は、林業普及指導員とも相談の上、適切な樹種を選択してください。また、花粉発生源対策を推進するため、花粉の少ない苗木（無花粉苗木、少花粉苗木、低花粉苗木及び特定苗木をいう。）の植栽、広葉樹の導入等に努めることとしてください。

区 分	樹 種 名	備 考
人工造林の対象樹種	スギ、ヒノキ、マツ類、クヌギ、コナラ、ケヤキ、サクラ類等	

(2) 人工造林の標準的な方法

ア 人工造林の標準的な方法

人工造林の造林樹種について、施業の効率性や地味等の立地条件を踏まえ、既往の植栽本数や保安林の指定施業要件を勘案して、仕立ての方法別に1ヘクタール当たりの標準的な植栽本数を植栽することとします。人工造林における植栽本数は次の表によるものとしますが、多様な森林の整備を図る観点から、地域の施業体系や生産目標を想定した幅広い植栽本数を定めるとともに、コンテナ苗の活用及び伐採と造林の一貫作業システム、低密度植栽の導入に努めることとします。

また、複層林化を図る場合の樹下植栽について、それぞれの地域において定着している複層林施業体系がある場合はそれを踏まえつつ、標準的な植栽本数に下層木以外の立木の伐採率（材積による率）を乗じた本数以上を植栽することとします。

さらに、定められた標準的な植栽本数の範囲を超えて植栽しようとする場合等がある場合は、林業普及指導員及び町の林務担当部局と相談の上、適切な植栽本数を決定することとします。

人工造林の樹種別及び仕立ての別の植栽本数

樹 種	仕立ての方法	標準的な植栽本数(本/ha)	備考
ス ギ	密仕立て	4, 0 0 0	
	中仕立て	3, 0 0 0	
	疎仕立て	2, 0 0 0	
ヒ ノ キ	密仕立て	4, 0 0 0	
	中仕立て	3, 0 0 0	
	疎仕立て	2, 0 0 0	

イ その他人工造林の方法

区 分	標 準 的 な 方 法
地拵えの方法	植栽を容易にするため、伐採跡の枝条等を整理することとします。また、枝条等の量が多い場合には必要に応じて棚積みなどの処理を行うものとします。
植付けの方法	植え穴は十分大きく掘るとともに、根が広がるように植え付け、踏み付けを行い活着率の向上を図ることとします。また、苗木は林地に均一に植え付けるものとします。
植栽の時期	植栽は秋植えが可能なものを除き春先に行うものとします。

(3) 伐採跡地の人工造林をすべき期間

森林の有する公益的機能の維持及び早期回復並びに森林資源の造成を図る観点から、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に指定されている森林など、人工造林によるもので、皆伐による伐採に係るものについては、伐採年度の翌年度の初日から起算して2年以内とします。

また、択伐による伐採に係るものについては、伐採年度の翌年度の初日から起算して5年以内に植栽することとします。

2 天然更新に関する事項

天然更新については、前生稚樹の生育状況、母樹の存在など森林の現況、気候、地形、土壌等の自然条件、林業技術体系等からみて、主として天然力を活用することにより適確な更新が図られる森林において行うこととします。

(1) 天然更新の対象樹種

次の表に定められた樹種以外の樹種を植栽しようとする場合は、林業普及指導員とも相談の上、適切な樹種を選択するものとします。

天然更新の対象樹種	スギ、ヒノキ、マツ類、クヌギ、コナラ等
ぼう芽更新による更新が可能な樹種	クヌギ、コナラ等

(2) 天然更新の標準的な方法

ア 天然更新の標準的な方法

森林生産力の維持増進を図るため、ぼう芽により更新を行う林分にあっては、原則として標準伐期齢未満の伐採は避けることとします。なお、林床の状況等から天然稚樹の発生・生育が不十分な箇所については、必要に応じて地表処理、刈出し、植え込み等の更新補助作業を行うこととします。

また、天然更新の対象樹種の期待成立本数及び天然更新補助作業の標準的な方法については、次の表のとおりとします。ただし、スギ、ヒノキは択伐に限ることとします。

天然更新の対象樹種の期待成立本数

樹 種	期待成立 本 数	立木度	更新完了の基準 となる 本 数
スギ、ヒノキ、マツ類、 クヌギ、コナラ等	10,000 本/ha	3	3,000 本/ha

天然更新補助作業の標準的な方法

地表処理	下層植生や粗腐植の堆積等により天然下種更新が阻害されている箇所について行うものとします。
刈 出 し	天然稚樹が下層植生により生育が阻害されている箇所について行うものとします。
植 込 み	天然下種更新の不十分な箇所に行い、その本数は、天然稚樹等の有無及びその配置状況等を勘案して決定するものとします。
芽 か き	目的樹種のぼう芽の発生状況等を勘案して決定するものとし、伐採後2～3年以内に優勢なぼう芽を3本程度残すよう芽かきを行うものとします。

イ その他天然更新の方法

特にありません。

(3) 伐採跡地の天然更新をすべき期間

森林の有する公益的機能の維持及び早期回復を旨として伐採年度の翌年度の初日から起算して5年以内とし、更新が完了していないと判断される場合は、植栽等により確実に更新を図るものとします。

3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項

(1) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準

現況が針葉樹人工林であり、母樹となり得る高木性の広葉樹林が更新対象地の斜面上方や周囲100m以内に存在せず、林床にも更新樹種が存在しない森林を、「植栽によらなければ適確な更新が困難な森林」の基準とします。

(2) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在

該当ありません。

4 森林法第10条の9第4項の伐採の中止又は造林の命令の基準

更新に係る対象樹種

ア 人口造林の場合

1の(1)によります。

イ 天然更新の場合

2の(1)によります。

5 その他必要な事項

該当ありません。

第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準

1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

間伐は、森林の立木の成育の促進並びに林分の健全化及び利用価値の向上を図ることを旨とし、地域における既往の間伐の方法を勘案して、間伐の回数及びその実施時期、間伐率等について、次の表を標準とすることとします。

ただし、定められた樹種以外の樹種を間伐しようとする場合は、林業普及指導員と相談の上、適切な間伐を行うこととします。

樹 種	施業体系	植栽本数 (本/ha)	間伐を実施すべき標準的な林齢(年)			
			初 回	2 回 目	3 回 目	4 回 目
ス ギ	中仕立て	3,000	1 6	2 1	3 1	(4 0)
	密仕立て	4,000	1 6	2 0	2 4	
ヒ ノ キ	中仕立て	3,000	1 8	2 3	3 5	(4 5)
	密仕立て	4,000	1 8	2 3	2 9	3 5

注1) () 内は長伐期大径材生産を目標とした場合です。

注2) 標準伐期齢以下の間伐の間隔 $T_1=10$ 年、標準伐期齢を超える間伐の間隔 $T_2=15$ 年とします。

樹 種	標 準 的 な 方 法	備 考
ス ギ	間伐は、樹冠がうっ閉して林木相互間に競合が生じ始めた時期に開始することとします。 間伐木の選定は林分構造の適正化を図るよう形質不良木等に偏ることなく行うものとし、間伐率は、材積に係る伐採率が35%以下であり、かつ、伐採年度の翌年度の初日から起算しておおむね5年後において、その森林の樹幹疎密度が10分の8以上に回復することが確実であると認められる範囲内で定めるものとします。	
ヒノキ	ただし、地位の良否、植栽本数の多少、生産目標等により時期、回数、間伐率を調整することとします。	

2 保育の作業種別の標準的な方法

保育の種類は、原則として下刈り、つる切及び除伐とし、必要に応じてその他の保育についても実施することとします。また、保育の標準的な方法は、森林の立木の生育の促進及び林分の健全化を図ることを目的とし、既往の保育の方法等を勘案して、時期、回数、作業方法その他必要な事項について標準的な樹種について、次の表のとおり定めるものとします。なお、定められた樹種以外の樹種を保育しようとする場合又は次の表に定められた保育の種類以外の種類を実施しようとする場合は、林業普及指導員と相談の上、適切な保育等を行うこととします。

保育の 種 類	樹 種	実施すべき標準的な林 齢																				
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21
下刈り	ス ギ	○	○	○	○	○	△	△														
	ヒノキ	○	○	○	○	○	○	△	△													
つる切り	ス ギ						○	○	○													
	ヒノキ							○	○	○												
除伐	ス ギ									←	○	→										
	ヒノキ											←	○	→								

注) △は必要に応じて行なうこととします。

3 その他必要な事項

該当ありません。

第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域における森林施業の方法

公益的機能別施業森林とは、森林の有する公益的機能の維持増進を特に図るための森林施業を推進すべき森林の区域とし、以下の各森林とします。

- (1) 水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（以下、「水源涵養機能維持増進森林」とします。）

ア 区域の設定

原則として水源涵養機能の必要性が高い森林や、水源涵養保安林を有する森林とします。具体的には、地域の用水源として重要なため池や主要河川等の上流に位置する森林とし、別添「森林整備計画概要図」及び表１のとおりとします。

イ 森林施業の方法

次の伐期齢の下限に従った森林施業を推進すべき森林の区域については、表２のとおりとします。

また、下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とし、伐期の間隔の拡大、伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図ることとします。

森林の伐期齢の下限

区 域	樹 種					
	スギ	ヒノキ	マツ	その他の針葉樹	クヌギ	その他の広葉樹
本町全域	５０年	５５年	４５年	５５年	２０年	２５年

森林施業の方法は表２のとおりとします。

- (2) 森林の有する土地に関する災害の防止及び、土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

ア 区域の設定

別添「森林整備計画概要図」及び表１のとおりとします。

イ 森林施業の方法

アに掲げる森林の区域のうち、公益的機能の維持増進を図るため、次の伐期齢の下限に従った森林施業その他の森林施業を推進すべきものを当該推進すべき森林施業の方法ごとに定めるものとします。

長伐期施業を推進すべき森林の伐期齢の下限

区 域	樹 種					
	スギ	ヒノキ	マツ	その他の針葉樹	クヌギ	その他の広葉樹
本町全域	６４年	７２年	５６年	７２年	１６年	２４年

- ① 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（以下、「山地災害防止/土壌保全機能維持増進森林」とします。）

森林施業の方法は表２のとおりとします。

また、長伐期施業により伐採面積の縮小・分散を図ること、複層林施業により一定の蓄積の確保を図る伐採管理を行うことを基本とし、十分な根系の発達を確保することとします。

- ② 快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（以下、「快適環境形成機能維持増進森林」とします。）

森林施業の方法は表２のとおりとします。

また、長伐期施業により伐採面積の縮小・分散を図ること、複層林施業により一定の森林蓄積の確保を図る伐採管理を行うことを基本とし、風や騒音等の防備や大気の浄化等、自然景観の維持向上など個々の森林に対する要請に応じた適切な施業の方法を定めるものとします。

- ③ 保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（以下、「保健機能維持増進森林」とします。）

森林施業の方法は表２のとおりとします。

また、長伐期施業により伐採面積の縮小・分散を図ること、複層林施業により一定の森林蓄積の確保を図る伐採管理を行うことを基本とし、公益的機能の維持増進等、自然景観の維持向上など個々の森林に対する要請に応じた適切な施業の方法を定めるものとします。

2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（以下、「木材等生産機能維持増進森林」とします。）の区域及び当該区域における森林施業の方法

(1) 区域の設定

木材等生産機能維持増進森林について、林木の生育に適した森林、林道等の開設状況等から効率的な施業が可能な森林、木材生産機能の評価区分が高い森林等で、自然的条件等から一体として森林施業を行うことが適当と認められる森林とし、別添「森林整備計画概要図」及び表１のとおりとします。

また、木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域のうち、林地生産力が高く、傾斜が比較的緩やかで林道等や集落からの距離が近い森林等を「特に効率的な施業が可能な森林」として、必要に応じて定めるものとします。その際、人工林を中心とした林分であるなど周囲の森林の状況を踏まえるとともに、災害が発生するおそれのある森林を対象としないよう十分に留意し、定めるものとします。

(2) 森林施業の方法

木材等林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給するため、生産目標に応じた主伐の時期及び方法を定めるとともに、適切な造林、保育及び間伐等を

推進することを基本とし、森林施業の集約化、路網整備や機械化等を通じた効率的な森林整備を推進することとし、多様な木材需要に応じた持続的・安定的な木材等の生産が可能となる資源構成となることを旨として定めることとします。

また、特に効率的な施業が可能な森林における人工林について、原則として、皆伐後は植栽による更新を行うこととします。

【表 1】

区 分	森林の区域	面積 (ha)
水源涵養機能維持増進森林	2～20、 24、27	972
山地災害防止/土壌保全機能維持増進森林	2～13、15～20 24、27	926
快適環境形成機能維持増進森林	21～26、 28、29	266
保健機能維持増進森林	1、3、17	129
木材等生産機能維持増進森林	1～29	1,207
特に効率的な森林施業が可能な森林	該当なし	—

※森林の区域は林班番号です。

【表 2】

区 分	施業の方法	森林の区域	面積 (ha)
水源涵養機能維持増進森林	伐期の延長を推進すべき森林 (標準伐期齢+10年)	2～13、15～20 24、27	926
山地災害防止/土壌保全機能維持増進森林	長伐期施業を推進すべき森林 (標準伐期齢のおおむね2倍)	2～13、15～20 24、27	926
快適環境形成機能維持増進森林	複層林施業を推進すべき森林	該当なし	0
保健機能維持増進森林	複層林施業を推進すべき森林	該当なし	0
	特定広葉樹の育成を行う森林 施業を推進すべき森林	該当なし	0

※森林の区域は林班番号です。

3 その他必要な事項

該当ありません。

第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項

1 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針

府や地域の代表者等で組織する森づくりサポート協議会等と連携して地域の合

意形成を図り、森林所有者から森林組合等の地域の核となる林業事業体への森林経営の委託を進め、森林施業の集約化と長期の施業受託、森林経営の安定化を推進するものとします。

2 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策

林家の高齢化が進むにつれ森林組合等地域の核となる林業事業体への施業委託は増加すると予測されます。このため、間伐及び枝打ち等の作業については、委託への啓発活動を進め、自家労働力がなく零細な経営規模の林家や、不在村森林所有者の森林の適正な管理を推進します。

3 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項

森林所有者は長期の施業の委託や立木の育成権の委任、あるいは信託等、それぞれの森林所有者の形態にあわせた手法により、森林の施業を実施していくものとします。

4 森林経営管理制度の活用に関する事項

森林所有者が自ら森林組合等に施業の委託を行うなどにより森林の経営管理を実行することができない場合には、森林経営管理制度の活用を図り、森林所有者から経営管理権を取得した上で、林業経営に適した森林については意欲と能力のある林業経営者に経営管理実施権を設定するとともに、経営管理実施権の設定が困難な森林及び当該権利を設定するまでの間の森林については、森林環境譲与税の活用を検討する等しつつ、市町村森林経営管理事業を実施することにより適切な森林の経営管理を推進するものとします。

5 その他必要な事項

該当ありません。

第6 森林施業の共同化の促進に関する事項

1 森林施業の共同化の促進に関する方針

森林法第10条の11の8第1項に規定する施業実施協定について、町長の認可を受けなければなりません。また、森林組合等地域の核となる林業事業体による森林所有者の管理の一元化を図るシステム等の導入も推進し、受託施業を促進します。

2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策

間伐、森林作業道の整備、境界の明確化など共同化を重点的に実施する森林施業の種類、推進にあたって、森林組合等地域の核となる林業事業体との連携を行い、不在村森林所有者の施業実施協定の参加促進対策等、森林施業の共同化の促進を行います。

3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

施業実施協定には、森林施業の共同化を効果的に促進するため、森林作業道、土場、作業場等の施設の設置及び維持管理の方法、種苗その他の共同購入等共同して行う施業の実施方法、施業の共同実施の実効性を担保するための措置等について記載に努めることとします。

4 その他必要な事項

該当ありません。

第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項

間伐、保育等の森林整備を円滑に推進し、伐木搬出の合理化を図るため、林地の傾斜区分や搬出方法に応じた路網の開設を推進します。また、木材搬出予定箇所の路網密度については、路網密度の水準の表を参考に開設を進めるものとします。

路網密度の水準

区分	作業システム	路網密度 (m/ha)		
		基幹路網	細部路網	合計
緩傾斜地 (0° ~15°)	車両系 作業システム	35 以上	100 以上	135 以上
中傾斜地 (15° ~30°)	車両系 作業システム	25 以上	75 以上	100 以上
	架線系 作業システム	25 以上	25 以上	50 以上
急傾斜地 (30° ~35°)	車両系 作業システム	15 以上	60 以上	75 以上
	架線系 作業システム	15 以上	15 以上	30 以上
急峻地 (35° ~)	架線系 作業システム	5 以上	5 以上	10 以上

2 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項

該当ありません。

3 作業路網の整備に関する事項

ア 基幹路網に関する事項

基幹路網の作設にかかる留意点については、安全の確保、土壌の保全等を図るため、適切な規格・構造の路網の整備を図る観点等、林道規定、林業専用道作設指針を基本に路網を開設します。

イ 細部路網の整備に関する事項

① 細部路網の作設にかかる留意点

継続的な使用に供する森林作業道の開設については、基幹路網との関連の考え方や、丈夫で簡易な規格・構造の路網を整備する観点等から、森林作業道作設指針に則り開設します。

② その他必要な事項

該当ありません。

ウ 基幹路網の維持管理に関する事項

台帳を作成して適切に管理します。

4 その他必要な事項

該当ありません。

第8 その他必要な事項

1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項

ア 林業に従事する者の養成及び確保の方向

地域の森林整備の中核的な担い手である森林組合等地域の核となる林業事業体を育成するため、組織体制の充実・経営基盤等の強化を推進し、労働力の安定確保を促進します。加えて、林業への新規参入・企業など林業従事者の裾野の拡大、女性等の活躍・定着等に取り組みます。また、林業従事者について、大阪府や大阪府林業労働力確保支援センターとの連携を強化し、新規就労者の円滑化や基幹的林業労働者の養成に努めるものとします。

イ 林業労働者、林業後継者の育成方策

① 林業労働者の育成

林業生産活動は、肉体労働が主であるため、他の産業よりも危険度が高く林業労働者不足の大きな原因となっています。そこで、林業労働者の負

担を軽減するため、高性能林業機械の導入を推進し、林業労働者の確保に努めます。

② 林業後継者の育成

森林組合等地域の核となる林業事業体が実施する研修等を斡旋するなど、林業後継者の育成に努めます。

③ 林業事業体の体制強化方策

森林組合等地域の核となる林業事業体や大阪府と連携し、森林資源の一元管理や施業受託を促進し、強力な林産業の実施体制の構築を推進します。

2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項

本町では、森林所有者の大半が1ha未満の零細所有者で、急峻な地形が大部分を占めています。そのため、大型の高性能機械の導入は困難ですので、チェーンソー、簡易式プロセッサ等の素材生産機械を中心として導入を促進します。また、導入機械に対応した路網整備を推進します。

高性能林業機械を主体とする林業機械の導入目標

作業の種類		現 状（参考）		将 来	
伐倒	全流域	伐倒	チェーンソー	伐倒	チェーンソー ハーベスタ
造材		造材	チェーンソー グラップル	造材	チェーンソー グラップル プロセッサ ハーベスタ
集材		集材	グラップル フォワーダ クレーン付トラック	集材	グラップル フォワーダ クレーン付トラック
造林 保育	全流域	地拵・下刈	人力 刈払機	地拵・下刈	人力 刈払機
		枝打	人力	枝打	人力

3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項

林産物の生産（特用林産物）・流通・加工販売施設の整備計画はありません。

4 その他必要な事項

該当ありません。

Ⅲ 森林の保護に関する事項

第1 鳥獣害の防止に関する事項

1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法

野生鳥獣による森林の被害状況等に応じ、当該鳥獣害を防止するための措置を実施すべき森林の区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法について、地域森林整備計画で定める鳥獣害の防止に関する事項を踏まえ、次の(1)及び(2)について記載するものとします。

(1) 区域の設定

「鳥獣害防止森林区域の設定に関する基準について」（平成28年10月20日付け28林整研第180号林野庁長官通知）に基づき、森林生態系多様性基礎調査の調査結果によると、本町においてニホンジカの生息は確認されていないため、現時点においての区域設定はしないものとします。

(2) 鳥獣害の防止の方法

該当ありません。

第2 森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項

1 森林病虫害等の駆除及び予防の方法等

(1) 森林病虫害の駆除及び予防の方針及び方法

森林病虫害等の被害発生に対し、森林病虫害等防除事業等を活用し、予防、早期駆除に努める。特に、ナラ枯れ被害について、森林パトロール等を通じた早期発見により適切な措置を行う。特に、歩道沿いや人家裏等、人的被害の恐れがある箇所を優先して対策を実施します。また、被害を受けにくい健全な森づくりを目指し、高齢木や大径木の伐採を進めることで森林の更新を図ります。

(2) その他

森林病虫害等による被害の未然防止に努めるため、早期発見及び薬剤等による早期駆除などに向け、大阪府、森林組合等地域の核となる林業事業者と行動の連携及び被害情報の伝達を密に図ります。

2 鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く。）

鳥獣による森林被害については、その防止に向け、大阪府や町鳥獣保護隊等と連携を図り、防護柵、箱わなの設置等被害拡大を防ぎます。

3 林野火災の予防の方法

森林のハイキング利用者等の増大に伴う森林火災の未然防止を図るため、入山者に対する指導や普及啓発活動等を行います。また、火災発生時に備えて河南町消防署と連携を図り、被害の軽減等の措置を講じ予防に努めます。

4 森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項

火災に関する警報が発令された場合は、火入れを実施しないこと

5 その他必要な事項

(1) 病虫害の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき林分

森林の区域	備考
該当ありません。	

(2) その他

該当ありません。

IV 森林の保健機能の増進に関する事項

1 保健機能森林の区域

森林の所在		森林の林種別面積 (ha)						備考
位置	林班	合計	人工林	天然林	無立木地	竹林	その他	
東山、一須賀、寺田	1	29.36	0.66	27.33	0.36	1.01	0.00	
平石	3	57.97	26.82	31.10	0.00	0.05	0.00	
弘川、下河内	17	41.93	28.56	13.37	0.00	0.00	0.00	

2 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法に関する事項

施業の区分	施業の方法
伐採・保育	森林の保健機能の増進を図るとともに、施設の設置に伴う森林の有する水源涵養、国土保全等の機能の低下を補完するため、自然環境の保全及び森林の有する諸機能の保全に配慮しつつ、択伐施業、広葉樹育成施業等、多様な施業を実施するものとします。また、利用者が快適に散策等を行えるよう、適度な林内照度を維持するため、間伐、除伐等の保育を積極的に行うものとします。

3 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項

施設の整備にあたっては、自然環境の保全、国土の保全及び文化財の保護に配慮しつつ、地域の実情、利用者の意向等をふまえて多様な施設の整備を行うこととします。

森林保健施設の整備

施設の整備
該当ありません。

4 その他必要な事項

該当ありません。

V その他森林の整備のために必要な事項

1 森林経営計画の作成に関する事項

- (1) 路網の整備の状況その他の地域の実情からみて造林、保育、伐採及び木材の搬出を一体として効率的に行うことができると認められる区域。

森林法施行規則第33条第1号ロの規定に基づく区域について、次のとおり定めるものとします。

区域名	林班	区域面積 (ha)
河 南	1～29	1, 205

(2) その他

森林経営計画を作成するに当たり、次に掲げる事項について適切に計画すべき旨を定めるものとします。

ア. IIの第2の3の植栽によらなければ適確な更新が困難な森林における主伐後の植栽

イ. IIの第4の公益的機能別施業森林の施業

ウ. IIの第6の3の森林の施業又は経営の受託等を実施する上で留意すべき事項及びIIの第7の3の共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

エ. IIIの森林病虫害の駆除又は予防その他森林の保護に関する事項

2 生活環境の整備に関する事項

該当ありません。

3 森林整備を通じた地域振興に関する事項

該当ありません。

4 森林の総合利用の推進に関する事項

該当ありません。

5 住民参加による森林の整備に関する事項

(1) 地域住民参加による取り組みに関する事項

本町の森林は、木材生産は基より、正常な空気や水を育み、地域住民に数多くの恵みを与えています。こうした良好な森林環境は、森林組合等地域の核となる林業事業体を中心に林業関係者の絶え間ない努力によって維持管理されていますが、林業を取り巻く状況は厳しく、林業関係者の努力に期待しているだけでは難しい状態になっています。そこで、良好な森林環境の維持保全を図り、生活文化の質的向上を目指し、住民参加型の森づくりのしくみを構築し、健全かつ持続的な森づくりを推進するものとします。

(2) 上下流連携による取り組みに関する事項

森林資源を有効かつ効率的に活用するために、森林所有者と森林組合等地域の核となる林業事業体、木材加工施設等が連携することで、木材等の供給量の確保等が図られ、地元材の利用促進や森林施業の自発的な推進を目指すこととします。

(3) 法第10条の11の8第2項に規定する施業実施協定の参加促進対策

森林の整備等を目的とした特定非営利活動法人や森林ボランティア等、施業実施協定の締結をすることができる団体が、森林所有者との施業実施協定を締結することを指導・推進します。

(4) その他

該当ありません。

6 森林経営管理制度に基づく事業に関する事項

該当ありません。

7 その他必要な事項

(1) 土地の形質の変更に当たって留意すべき事項

土地の形質の変更に当たっては、調和のとれた快適な地域環境の整備を推進する観点に立って森林の適正な保全と利用との調整を図ることとし、地域における飲用水等の水源として依存度の高い森林、良好な自然環境を形成する森林等安全で潤いのある居住環境の保全及び形成に重要な役割を果たしている森林の他用途への転用は、極力避けることとします。

土石の切取り、盛土等を行う場合には、気象、地形及び地質等の自然条件、地域における土地利用及び森林の現況並びに土地の形質変更の目的及び内容を総合的に勘案し、実施地区の選定を適切に行うこととします。また、土砂の流出又は崩壊、水害等の災害の発生をもたらす、又は地域における水源の確保、環境の保全に支障を来すことのないよう、その態様等に応じ、法面の緑化、土留工等の防災施設及び貯水池等の設置並びに環境の保全等のための森林の適正な配置等適切な措置を講ずるものとします。

太陽光発電施設の設置に当たっては、太陽光パネルによる地表面の被覆により雨水の浸透能や景観に及ぼす影響が大きいことなどの特殊性を踏まえ、開発行為の許可基準の適正な運用を行うとともに、地域住民の理解を得る取組の実施などに配慮するものとします。

加えて、盛土等に伴う災害を防止するため、宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和 36 年法律第 191 号）に基づき、規制区域の森林の土地においては、谷部等の集水性の高い場所における盛土等は極力避けるとともに、盛土等の工事を行う際の技術的基準を遵守させるなど、制度を厳正に運用します。

(2) その他

保安林その他法令により施業について制限を受けている森林においては、当該制限に従った森林施業の方法により施業を実施します。

付属資料 別添 1 森林整備計画概要図

森林整備計画概要図

